

平成30年7月豪雨で被災された人への支援制度 (8月号からの追加分)

堆積土砂等の撤去

居住地内に流入した土砂撤去（人力では撤去が困難なもの）に加え、次のとおり内容を拡充いたしました。

①損壊した市内の被災建築物などや民有地に流入した災害廃棄物および堆積土砂を市が撤去

②市が撤去する前に所有者で撤去した場合は市が費用負担

※負担された撤去費用などの全額を市が負担できない場合があります。

【制度の内容】

○市が撤去する場合
 損壊した市内の被災建築物などや民有地に流入した災害廃棄物および堆積土砂を市が機械で撤去するもの。

○所有者で撤去した場合
 損壊した市内の被災建築物などや民有地に流入した災害廃棄物を、所有者で撤去した場合（これから撤去する場合も含む）に、撤去費用などを市が負担するもの。

○建物の解体および撤去
 り災証明書に記載の被害状況が全壊、大規模半壊または半壊の認定を受けたもの（例：住宅、住宅と隣接

災害の影響により納期限を延長しました

平成30年7月豪雨災害に伴い、対象地域に住所や主たる事務所等を有する納税者・事業者について、市税に関する申告・納付等の期限を延長しました。

納期限	税目	市県民税	固定資産税 都市計画税	国民健康保険税
7月31日(火)			2期 (変更前)	1期 (変更前)
8月31日(金)		2期	↓	1・2期
10月 1日(月)			2期	3期
10月31日(水)		3期		4期
11月30日(金)			3期	5期
12月25日(火)				6期
平成31年 1月31日(木)		4期		7期
2月28日(木)			4期	8期

した事業所など。ただし、大規模事業者は除く）

○民有地に流入した災害廃棄物、土砂、流木などの撤去

民有地（住宅、住宅と隣接した事業所など。ただし大規模事業者は除く）に流入した災害廃棄物、流木および土砂など。

問 申都市部土砂撤去推進室

☎(082)426・3119

被災された人の ここから相談

災害を体験した後、心身の不調を感じておられる人に、職員が相談をお受けします。必要に応じて家庭訪問も実施します。

妊産婦・乳幼児の相談

問 すくすくサポート（本庁2階）

☎(082)426・5113

高齢者の相談

問 市地域包括支援センター

（本庁2階）

☎(082)430・5330

障害者の相談

問 障害福祉課

☎(082)420・0180

その他全般の相談

問 健康増進課

☎(082)420・0936

【対象地域】

広島県	東広島市、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

固定資産税・都市計画税（第2期）の納期限を、10月1日(月)に延長しています。

口座振替で納付している人は、変更後の納期限日に振替しますので、預金口座の残高をご確認ください。

夜間・休日納税相談

夜間納税相談／9月20日(木)

17時15分～19時

休日納税相談／9月9日(日)・23日(日)

8時30分～12時30分

相談内容によっては資料の持参が必要です。事前にお問い合わせください。

持 印鑑・本人確認書類など

場 市民課横相談スペース

問 取納課

☎(082)420・0912

障害福祉サービス 利用者負担の免除等

災害などにより著しい被害（住家が全半壊、床上浸水など）を受けた人 ※り災証明書または被災証明書必要（写しでも可）

※詳細はお問い合わせください。

問 障害福祉課

☎(082)420・0180

水道料金・下水道使用料等の 減免

水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、産業団地汚水処理施設使用料について、次のとおり減免します。

①家屋などが全壊または半壊した場合
 平成30年6月・7月分の基本料金
 と同年8月・9月分の超過料金（同年6月・7月に使用した超過水量に係る料金）を免除します。

※既に支払われた料金は還付します。

②家屋などが床上・床下浸水または一部損壊、または敷地に土砂などが流入した場合

過去の使用水量と比較し、清掃や土砂の除去などに使用したと認める使用水量に係る料金を免除します。

③井戸水のみを使用している下水道使用者などで井戸ポンプなどが故障で

西条税務署からの お知らせ

申告・納付等の期限が全ての 国税について自動的に延長 されました。

東広島市内に納税地がある個人・法人の皆さまについては、国税通則法第11条の規定に基づき、平成30年7月5日以降に到来する国税に関する法律に基づき申告、申請、請求、届出およびその他の書類の提出ならびに納付などの期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

なお、申告・納付などの期限をいつまで延長するかについては、今後被災者の状況に十分配慮して検討して参ります。

【個人の方へ】

消費税中間申告書の発送を見合わせています。また、申告所得税の予定納税や消費税の振替納税利用者の振替日が延長されます。

東広島市内に納税地がある個人の皆さまは、消費税及び地方消費税の中間申告書などの発送を見合わせています。

「平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「平成

断水状況にある場合

断水期間に応じて減免します。

申 ①申請書と、り災証明書②申請書と、(り災証明書、被災証明書、被害状況が確認できる写真などのうちのいずれか③申請書と、修理などの事実がわかるもの(領収書など)

※証明書は写しでも可。

問 水道局業務課

☎(082)423・6333

下水道管理課

☎(082)420・0957

り災証明書の交付申請は お済みですか

住宅などの家屋が被災した人に対し、り災証明書を発行しています。

申請受付後、現地を確認し、後日、証明書を発行します。

○被害の程度に応じて、各支援制度を受けることができます。

○家屋以外の物件(家財、車両など)が被害を受けた場合は、「被災証明書」を発行します。

申 総務課または各支所・出張所(申請書様式は市ホームページからダウンロード可)

問 総務課

☎(082)420・0907

30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分の振替納税利用者について、別途定める延長期日以降に改めて設定する日まで振替日が延長されます。新しい振替日は、今後被災者の状況に十分配慮して検討して参ります。

【法人の方へ】

申告書等用紙の発送を見合わせています。

東広島市内に納税地がある法人の皆さまは、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）の発送を見合わせています。e-Taxで申告している法人の皆さまへの「申告のお知らせ」も、当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせています。

今回の豪雨により被害を受けた場合の税制上の措置（手続）や最新の情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でも確認できます。

申告書や納付書等用紙のご要望やご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

問 西条税務署

☎(082)422・2191(代表)